

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を公募します。

平成27年3月19日

ふじみ野市長 高 畑 博

### 公募の主旨

特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定である本事業について、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との契約手続きに移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による競争手続きを行います。

### 記

#### 1 事業の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 事業名  | 大井浄水場総合機能点検整備業務委託                                |
| (2) 履行場所 | ふじみ野市大井浄水場及び大井第1取水場～第5取水場                        |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年11月30日まで                             |
| (4) 事業概要 | シーケンサー設備、計装設備、遠方監視装置、可変速装置、非常用電源、ポンプ設備等の点検及び部品交換 |

#### 2 応募要件

参加意思確認申請書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

##### (1) 基本的要件

- ア 平成25・26年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されており、建設工事（電気工事）への登録があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ この公告の日から契約の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ この公告の日から契約の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の

申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。

(2) 技術的要件

ア この公告の日現在、埼玉県又は東京都のいずれかの区域内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有し、参加意思確認申請書提出日現在有効な経営規模等評価結果通知書における電気工事の総合評定値が991点以上であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

ウ 過去10年間（平成16年度から平成25年度まで）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合、全部事務組合又は役場事務組合を含む。）が発注する浄水場の電気設備の新設、更新、修繕工事、点検業務で1千万円以上のものの元請としての完成実績があること。完成実績については、ふじみ野市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の実績を含めるものとする。

エ 事業の履行に当たり浄水場の電気設備工事の施工実績を有し、参加意思確認申請書の提出日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者を置くことができること。

3 特定者の所在地、商号又は名称

(1) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-247

(2) 名称 荏原商事株式会社 関東支社

4 特定者との契約予定価格 金20,520,000円（税込）

5 参加意思確認申請書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認申請書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認申請書（様式第1号）

イ 技術的要件を証する書類（経営規模等評価結果通知書の写し、竣工登録工事カルテ受領書の写し、契約書の写し等）

(2) 提出期間 平成27年3月20日（金）から平成27年4月3日（金）まで。ただし、ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市総務部契約・法務課（ふじみ野市役所本庁舎2階）

(5) 提出方法 持参すること。

(6) その他

- ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認申請書は無効とする。
- イ 参加意思確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認申請書等は返却しない。
- エ 市長は、提出された参加意思確認申請書等を、参加意思確認申請書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限以降における参加意思確認申請書の差替え及び再提出は認めない。

6 参加意思確認申請書等の審査結果通知

参加意思確認申請書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

- (1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨及び説明を求められたときは、所定の期限までに回答する旨を記載した参加資格審査結果通知書を送付する。
- (2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加資格審査結果通知書に代えて、選定通知書を送付する。

7 問い合わせ先

- (1) 入札、契約等に関する問い合わせ  
ふじみ野市総務部契約・法務課契約・検査係  
電話番号 049-262-9010 (直通)
- (2) 設計図書等の内容に関する問い合わせ  
ふじみ野市都市政策部上下水道課浄水係  
電話番号 049-220-2079 (直通)

8 その他

- (1) 参加意思確認申請書に記載した配置予定技術者は変更することはできない。(配置予定技術者が必要とする場合に限る。)
- (2) 参加意思確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認申請書が無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 予算その他本市の事情により、当該手続きを中止する場合がある。
- (4) その他の本公募に関する問い合わせ先は7と同じとする。